

平成30年3月23日
群馬大学

群馬大学医学部附属病院に対する厚生労働省等の
監査に係る診療報酬の返還について

厚生労働省等による社会保険医療担当者の監査結果については、その行政措置の内容を平成29年3月31日に公表をさせていただきました。

これを受け本学では、監査前5年間の診療報酬について、その際に指摘された事項と同様の事例がないかについて、再点検を行ってまいりました。

その結果、下記のとおり、このたび自主返還すべき診療報酬の概算金額がまとまりましたので、お知らせいたします。

指摘を受けた事項については、既に改善を図っているところですが、今後とも再発防止策を徹底し、診療報酬の適正な請求に努めてまいります。

記

1 返還対象期間

平成22年4月から平成27年3月まで

2 自主返還額

1, 345百万円

3 自主返還額の内訳

医科不正分 128百万円

医科不当分 1, 140百万円

歯科不当分 77百万円

厚生労働省等による群馬大学医学部附属病院に対する監査の結果について

このたび、本院に対し実施されていた厚生労働省等による社会保険医療担当者の監査の結果、平成29年3月29日付けで厚生労働省関東信越厚生局から行政措置を受けましたので、ここに報告いたします。行政措置の内容等は、下記のとおりです。

現在、監査時の指摘を受け、保険医療機関として二度と同じ誤りを繰り返さないよう適切な保険診療・保険請求を行うべく改善を進めているところですが、さらなる改善・再発防止に努め、地域から信頼される大学病院として再生するよう全力で取り組んでまいりたいと思います。

記

行政措置の内容について

不正・不当な保険請求があったとして次の行政措置を受けました。

病院 「戒告」
医師 1名「戒告」、2名「注意」

指摘事項の概要について

【不正請求】

次の5項目の指摘がありました。

1. 手術
(1) 腹腔鏡を使用した肝臓手術で、医科点数表にないにもかかわらず、点数表にある手術を行ったとして保険請求したもの。
(2) 実際に行ったものより点数の高いもので保険請求したもの。
2. 麻酔
実際の麻酔と異なる高い点数で請求したもの。
3. 画像診断
画像診断結果が文書で報告されていないのに、画像診断管理加算を算定していたもの。
4. 病理診断
病理組織標本作製を術中迅速病理組織標本作製で請求していたもの。
5. 検査
観血的動脈圧測定回路から血液採取していたのに、動脈血採取を請求していたもの。

【不当請求】

算定要件を満たさないもの、診療録に記載がないもの、施設基準を満たさないもの等で、医科41項目、歯科13項目の指摘がありました。

診療報酬の返還について

平成22年4月から平成27年3月までの5年間の診療報酬について、指摘事項と同様の事例がないか再点検し、返還額を確定したうえで保険者等へ返還することになります。

再発防止について

監査に先立ち平成26年12月に、医療における適切な保険診療並びに診療報酬請求のあり方を管理し、保険診療の理解と適正化を図ることを目的とし、保険診療管理センターを設置。会議での啓発や保険診療に関する講習会の開催を行うと共に、各診療科への訪問指導等を定期的実施しています。

また、新規や保険診療外と想定される医療行為についてのチェック体制強化のための臨床倫理委員会専門委員会の設置、診療録記載内容の適正化のための診療情報管理部による診療録の継続的レビュー実施などの対策を実施しています。